

乗合バス利用促進制度（朽木線、若江線）

市民の乗合バスの利用促進と負担の軽減、市内コミュニティバスとの均衡を図ることを目的として**乗合バス（朽木線、若江線）**を市民が利用される場合に、1乗車220円を超える区間の運賃の一部を助成します。

対象者

- 市内にお住まいの方

助成額

- 1乗車が220円を超える運賃について市が助成します。

利用方法

①事前準備

利用促進券の交付申請を行い、利用促進券の発行を受けます。

交付申請は、高島市交通政策課、各支所および新旭振興室でおこなうことができます。

②バスご利用時

バスご利用時は、利用促進券と利用者負担金額を料金箱に投入し、下車します。

ただし、利用促進券は利用促進券記載の乗車区間および本人以外は利用できません。

◆利用者負担額一覧表◆

券種類	料金
運賃（片道）	220円
通勤定期 1ヶ月	9,240円
通勤定期 3ヶ月	26,330円
通勤定期 6ヶ月	49,900円
通学定期 1ヶ月	7,920円
通学定期 3ヶ月	22,570円
通学定期 6ヶ月	42,770円

※通学学期定期(学期単位)もあります。

その他

※市内バス停を乗降する場合があります。

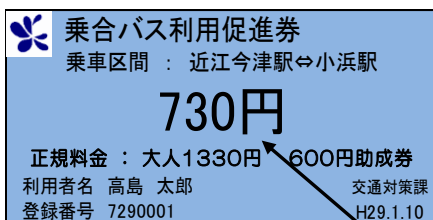
※定期券は、各バス事業者の窓口でお求めください。

詳しくは、下記までご連絡ください。

〔朽木線：江若交通〕0740-32-1371

〔若江線：西日本ジェイアールバス〕0740-22-2152

助成券サンプル



自己負担額